

奈良県告示第二百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大和都市計画公園五・五・一号大洲池公園を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県土木マネジメント部地域デザイン推進局公園緑地課及び奈良市都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和四年十一月二十五日

奈良県知事 荒井正吾